

(一 面)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

郵便番号
住 所

申請者

フリガナ ()
氏 名
生年月日
電話番号

民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請書

名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1 建築物の概要

- (1)所在地 名古屋市 区
- (2)建設時期 明治・大正・昭和 年 月 (昭和56年の場合は月まで記入)
- (3)面積 延べ面積 m²
- (4)利用形態 戸建住宅 (長屋・共同住宅は対象外)
(併用住宅で住居部分の床面積が1/2未満のものは対象外)
- (5)構法 在来軸組構法・伝統構法によるもの
(プレハブ・ツーバイフォー工法等は対象外)

2 除却工事の概要

- (1)工事施工者 会社名 (個人事業主の場合は屋号)
代表者
役職・氏名 (個人事業主の場合は氏名)
郵便番号 電話番号
所在地 (個人事業主の場合は住所)

(二 面)

(2) 工期予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(3) 木造住宅耐震診断の実施事業名等 (該当するものを○で囲む。)

ア 名古屋市民間木造住宅耐震診断事業

イ (一財) 愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断

ウ (財) 名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断

エ 容易な耐震診断

} 耐震診断結果報告書の写しを添付
調査票を添付

(4) 木造住宅耐震診断の判定値又は得点(上記ア～ウの場合) _____

3 補助対象経費 _____ 円

4 補助申請額 _____ 円

注1) 補助金の対象経費は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税(地方消費税を含む、以下同じ。)に相当する額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

注2) 名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱第4条4号の規定に該当しないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、この申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

5 添付書類

- (1) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し(交付の申請日の直近のもの)等の所有権、建築年、構造、用途及び延べ面積が確認できる書類
- (2) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等(前年度から直近の支払い期日分までのもの)
- (3) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し又は調査票
- (4) 案内図
- (5) 除却工事費の見積書の写し
- (6) 補助対象住宅の外観写真
- (7) 所有者が複数存在する場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関する次に掲げる書面
 - ア 区分所有者がいる場合は、区分所有者全員の同意を得たことを証する書面
 - イ 共有者がいる場合は、共有者全員の同意を得たことを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類

アンケート (【フラット35】について)	
除却後の敷地利用予定	建て替え・更地売却・その他
【フラット35】利用予定	利用する・利用しない

《記入例》 ※ 修正液等による訂正はできません

(一 面)

様式第1号 (第7条関係)

記入しない

(受理時に記入)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

全て記入

申請者

郵便番号
住 所

フリガナ ()
氏 名

生年月日
電話番号

民間戸建木造住宅除却工事補助金交付申請書

名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱第7条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

課税明細書に書かれている通りに記入

1 建築物の概要

(1)所在地 名古屋市 区

(2)建設時期 明治・大正・昭和 年 月 (昭和56年の場合は月まで記入)

(3)面積 延べ面積 m²

(4)利用形態 戸建住宅 (長屋・共同住宅は対象外)
(併用住宅で住居部分の床面積が1/2未満のものは対象外)

(5)構法 在来軸組構法・伝統構法によるもの
(プレハブ・ツーバイフォー工法等は対象外)

該当する場合 ✓ を記入

2 除却工事の概要

(1)工事施工者 会社名 (個人事業主の場合は屋号)

代表者
役職・氏名 (個人事業主の場合は氏名)

郵便番号 電話番号

所在地 (個人事業主の場合は住所)

全て記入

(2) 工期予定 _____ 年 _____ 月 _____ 日 ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日

(3) 木造住宅耐震診断の実施事業名等 (該当するものを○で囲む。)

- ア 名古屋市民間木造住宅耐震診断事業
 - イ (一財) 愛知県建築住宅センターが実施した耐震診断
 - ウ (財) 名古屋市建築保全公社が実施した耐震診断
 - エ 容易な耐震診断
- } 耐震診断結果報告書の写しを添付
調査票を添付
- 該当するものに ○**

(4) 木造住宅耐震診断の判定値又は得点 (上記ア～ウの場合) _____

3 補助対象経費 記入しない

4 補助申請額 ※見積書の写しから補助対象となる費用を名古屋市で確認し、記入します。

_____ 円

_____ 円

注1) 補助金の対象経費は、確定申告の際に交付申請額に係る消費税 (地方消費税を含む、以下同じ。) に相当する額を仕入れに係る消費税額として税務署に納める消費税額から控除する場合には、当該消費税に相当する額を減額した額とする。

注2) 名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱第4条4号の規定に該当しないときは、補助金を交付しません。また、交付決定後にその旨が判明したときは、交付決定を取り消し、又は補助金の返還を求めることがあります。上記事由を確認する必要がある場合には、この申請書に記載されている情報を愛知県警察本部に照会することがあります。

5 添付書類

- (1) 固定資産税及び都市計画税の課税明細書の写し (交付の申請日の直近のもの) 等の所有権、建築年、構造、用途及び延べ面積が確認できる書類
- (2) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書等 (前年度から直近の支払い期日分までのもの)
- (3) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し又は調査票
- (4) 案内図
- (5) 除却工事費の見積書の写し
- (6) 補助対象住宅の外観写真
- (7) 所有者が複数存在する場合は、申請者が補助金の交付を受けることに関する次に掲げる書面
 - ア 区分所有者がいる場合は、区分所有者全員の同意を得たことを証する書面
 - イ 共有者がいる場合は、共有者全員の同意を得たことを証する書面
- (8) その他市長が必要と認める書類

該当するものに ○

アンケート (【フラット 35】について)	
除却後の敷地利用予定	建て替え・更地売却・その他
【フラット 35】利用予定	利用する・利用しない

戸建木造住宅除却助成 添付書類チェックリスト

1. 補助金交付申請時

補助金交付申請書（様式第1号）

※ 記入例をご参照下さい。

固定資産税・都市計画税の課税明細書の写し または 名寄帳（原本）

所有者 建築年(昭和56年以前) 構造(木造) 用途(居宅・住居) 床面積が全て確認できるもの（例：不動産登記全部事項証明書の原本）で可

※ 上記書類の所有者が申請者と同一でない場合

申請者が現在の所有者であると確認できる書類（裏面※をご確認ください）

※ 家屋の所有者が複数存在する（共有者がいる）場合

他の共有者全員の同意書

固定資産税・都市計画税の納税を証明する書類(次のいずれか)

固定資産税・都市計画税の納税証明書（原本）

※ 直近の支払期日以降に発行されたもの

※ 前年度と当年度のもの（4月中の申請であれば前年度分のみ）

固定資産税・都市計画税の領収書の写し（領収印のあるもの）

※ 前年度第1期から直近の支払期日までのもの

市税に滞納がない旨の証明書（原本）

※ 直近の支払期日以降に発行されたもの

固定資産税等納期限 (閉庁日の場合は翌日)	
第1期	4月末日
第2期	7月末日
第3期	12月末日
第4期	2月末日

耐震診断結果報告書一式の写し（表紙から写真まで）

←耐震診断を受けている場合

または 旧基準木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票

←耐震診断を受けてない場合

除却場所の案内図（住宅地図のコピーなどに、除却する住宅をマーク付け）

※ 地図上で除却する住宅を示したもの

見積書の写し（工事業者が申請者に発行したもの）

※ 除却工事の契約当事者の確認をする書類になりますので以下の点にご注意ください。

・宛名は申請者になっているか

・発行者（工事業者）の所在地は領収書発行時に記載されるものと同じか

※ 交付決定が見込まれる時期まで有効期限のあるもの

※ 消費税を含んだ総額の記載がされているもの

（税抜き金額の記載がなく工事中に変更が生じた場合、完了手続きが煩雑になる可能性があります。）

住宅の現況写真（2枚以上・コピー用紙への印刷で可）

※ 両隣の建物など、除却工事後も変わらない周辺環境と一緒に撮影したもの

※ 両側からなど、別の方向から撮影したもの

※ 写真上に除却工事を行う範囲を記入したもの



※ 申請者が課税明細書上の所有者と異なる場合

申請者が現在の所有者であると確認できる書類としては以下の例があります。

- ・ 不動産売買契約書の写し（売買の場合）
 - ・ 遺産分割協議書の写し（相続の場合）
 - ・ 法定相続情報 ※（相続の場合）
- ※ 他の法定相続人がいる場合、共有者(他の法定相続人)の同意書が必要になります。

以前の所有者が死亡したばかり等で上記の書類も用意できないものの、申請者が除却工事を行い補助金の交付を受けることについて、相続人同士で話がまとまっている場合、それを確認できるよう以下①～③の書類の添付をお願いします。

- ① 以前の所有者が死亡していることがわかる書類
- ② 申請者が以前の所有者の法定相続人の一人であることがわかる書類
- ③ 申請者が除却工事を行い補助金の交付を受けることについて、相続人同士で話がまとまっている旨の念書（参考様式あり）
（共有で相続する場合は、他の共有者の同意書も必要になります。）

書類例：

- ① 以前の所有者の戸籍全部事項証明書（最新のもの）の写し
 - ② 以前の所有者と申請者が記載された戸籍全部事項証明書の写し
- ※ ①と②が同一の場合は、兼ねることができます。

関連する他の支援制度

◆ 代理受領制度

申請者との契約により、除却工事を行った事業者が申請者の委任を受け、補助金を代わりに受け取ることができる制度です。（最終的な負担額は変わりません。）

申請者と施工業者との合意が必要です。制度の利用を希望される場合は、契約予定相手とよく話し合ってください。

補助金交付申請時に代理受領にかかる事前届け出が必要になります。

◆ 【フラット 35】地域連携型

住宅の建て替えのために【フラット 35】の融資を受けられる方は、本補助を受けて除却工事を行っている場合、金利の引き下げが可能な場合があります。詳しくは住宅金融支援機構にお問い合わせください。

関連する他の支援制度

- ※ 追加工事が発生するなど、工事内容に変更が生じた場合は補助金交付変更申請の手続きが必要になる場合があります。変更が生じた場合は、早めにご相談ください。